ＩＣＴを利用した統計データの有効活用

○　背景及び必要性

・　統計調査で得られたミクロデータは、客観的な証拠に基づく学術研究を行う上で価値が高いものであるにもかかわらず、我が国においては、慎重な事前手続きが必要なため、ミクロデータを用いた分析を行っている研究者等はごく少数にすぎず、十分にその価値を引き出せていないのが現状。

・　この現状を打破すべく、『オンサイト施設』を構築してミクロデータ提供に新たな仕組みを導入することで、事前手続きの軽減を可能とし、**安全性（情報セキュリティ対策）**に万全を期すとともに、**利用者の利便性**を図りつつ、統計的研究におけるミクロデータ活用の一層の推進を図る。

統計調査で得られたミクロデータ（調査票情報）の利用には、利用目的の公益性確保や調査対象者の秘密保護のため、調査実施機関（各府省）による審査が行われる。

現行の提供方式では、研究内容（作成する集計様式や分析出力様式）を利用申請の段階ですべて示すことが求められるとともに、利用できるデータ（調査事項）もこのために必要最小限の範囲となる。また、現行方式では、利用申請からデータの利用開始まで２～３ヶ月程度の審査期間を要する。

● 各地のオンサイト施設からリモートアクセスでミクロデータを利用 → 利便性の向上
● 提供されるミクロデータは中央施設で集中管理 → セキュリティ確保

（オンサイト施設のイメージ）

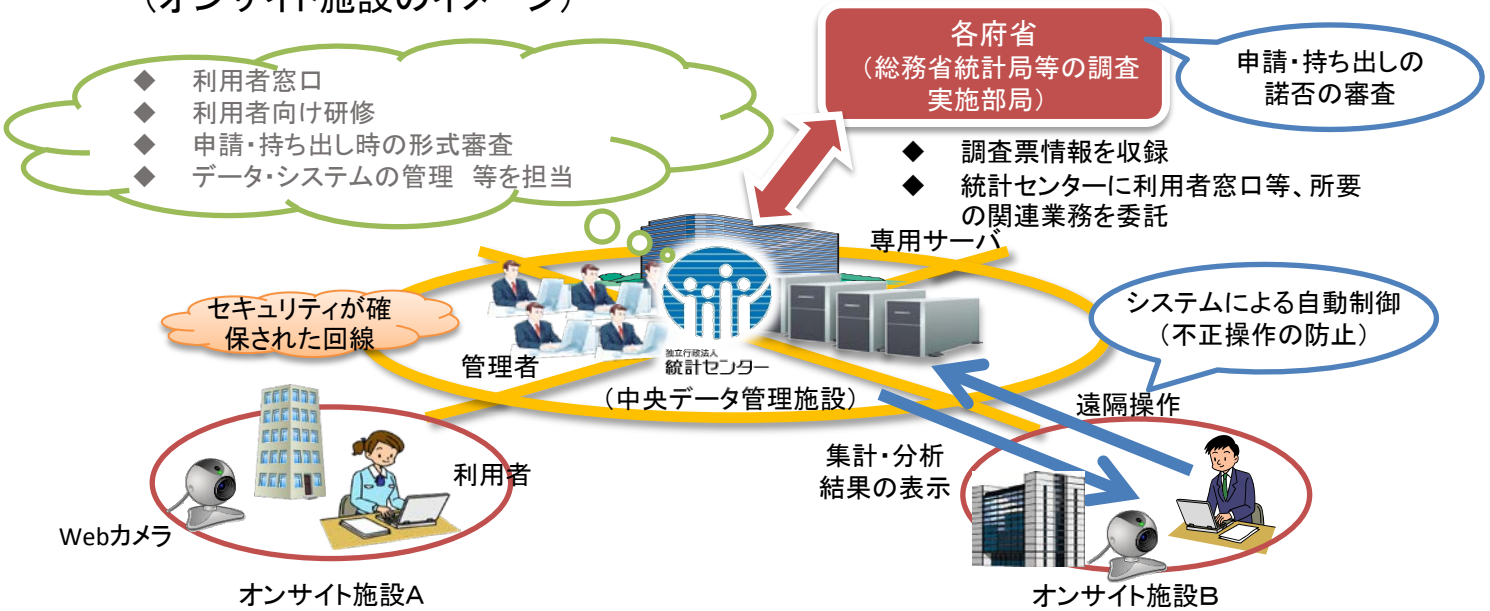

統計データの利用促進

学術研究等のニーズに対応するため、平成19年に改正された統計法においては、委託による統計の作成等（オーダーメード集計）や、匿名データの作成・提供に関する規定を新設するとともに、調査票情報の提供可能範囲を明確化

求められるセキュリティレベル

高　調査票情報の提供（統計法第33条）

公的機関からの委託研究又は公的機関との共同研究など、高い公益性が認められる研究の統計的分析のために提供するもの。

中　匿名データの作成・提供（統計法第35条・第36条）

統計調査から得られた個票データ（調査票情報）について、調査客体が特定されないように匿名化措置を施したデータ（匿名データ）を作成し、研究者等に対し提供するもの。（手数料あり）

低　委託による統計の作成等(オーダーメード集計)（統計法第34条）

研究者等の利用者からの委託（オーダー）を受けて、分析目的に対応した集計表を新たに作成するもの。（手数料あり）

オンサイト施設構築の全体イメージ
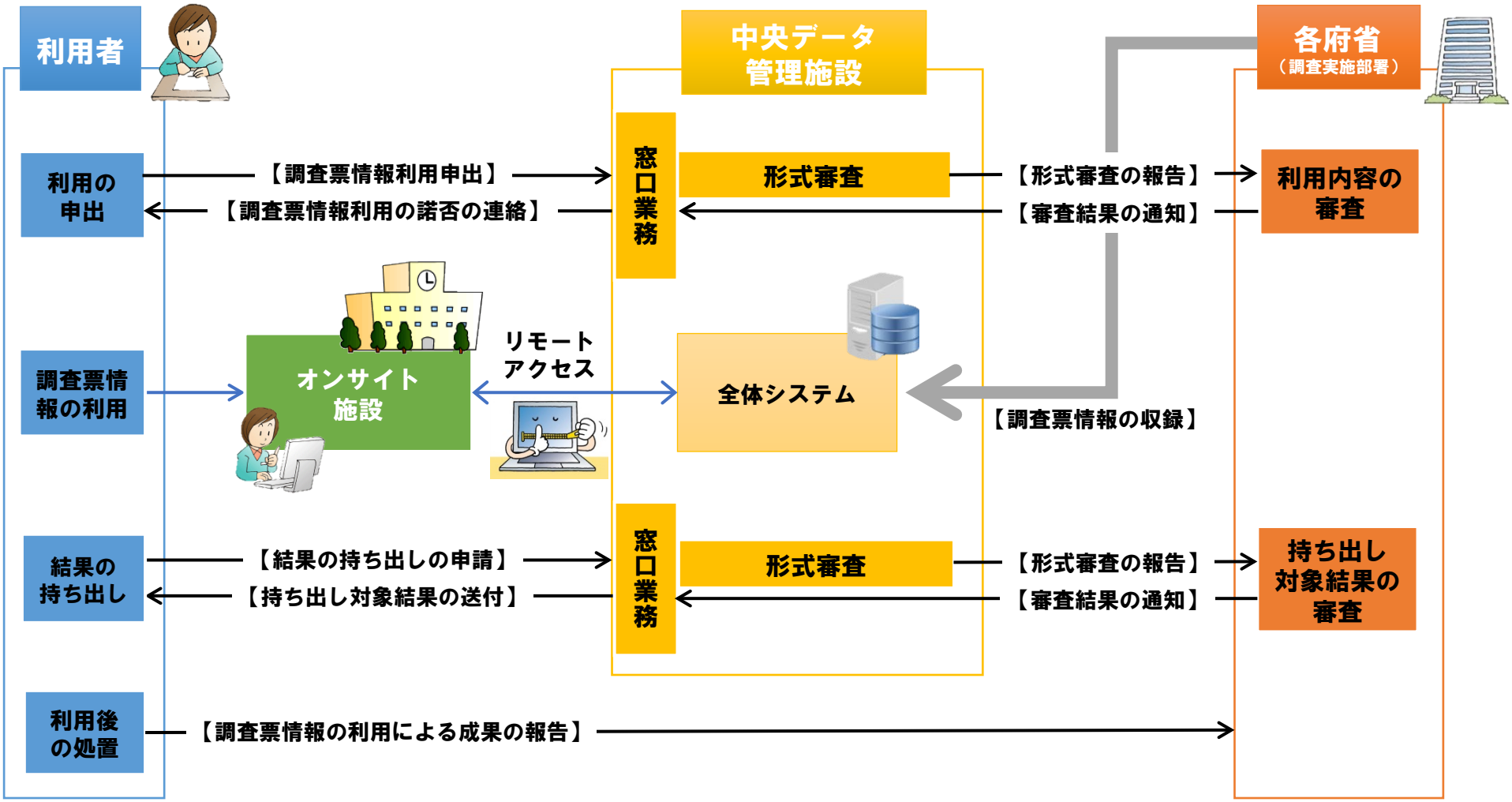
統計法第33条第２号規定に基づく調査票情報の提供を行っているものを対象と想定したオンサイト施設の構成イメージは以下のとおり